高額療養費減額証の作成・発行について (作成・発行はお手持ちの保険証発行機関になります)

- 0 ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になる場合、前もって申請をされると限度額を 超えた分の医療費については、窓口負担をしなくてもよくなります。
- 0 医療費の限度額(自己負担限度額)は所得区分に応じて決まります。

70歳未満

【限度額認定証】(70歳未満の方)

患者様の保険証によって申請場所が変わります。

- 国民健康保険... 市町村役場 0
- 0 協会けんぽ... 協会けんぽ熊本支部(熊本市中央区水前寺1-20-22 16096-340-0260)
- 組合・共済保険... 職場にお尋ねください

自己負扣限度額所得区分

所得区分	ひと月あたりの自己負担額限度額	3月以上高額 ご負担の方	食事(1食)
(ア) 健保:月収83万以上 国保:年間所得901万円超え	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円
(イ) 健保: 月収53万~83万未満 国保: 年間所得600万~901万未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	460円
(ウ)健保:月収28万~53万未満 国保:年間所得210万~600万未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	460円
(工)健保:月収28万未満 国保:年間所得210万以下	57,600円	44,400円	460円
(才)住民税非課税	35,400円	24,600円	210円

※食事代は平成30年4月1日から変更になっています

70歳以上

【標準負担額減額認定証】(70歳以上の方)

患者様の保険証によって申請場所が変わります。

- 0
- 国民健康保険・後期高齢受給者証...市町村役場協会けんぽ...協会けんぽ熊本支部(熊本市中央区水前寺1-20-22 TeL096-340-0260) 0
- \bigcirc 組合・共済保険... 職場にお尋ねください

自己負担限度額所得区分

負担割合	負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	食事(1食)
3割負担 ※平成30年8月1日より 区分が変更になっています	ロ 現役並み所得者II 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 3月以上高額ご負担金 140,100円		460円
	ロ 現役並み所得者 II 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 3月以上高額ご負担金 93,000円		
	ロ 現役並み所得者 I 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 3月以上高額ご負担金 44,400円		
1割負担	※ 一般 課税所得者145万円未満	18,000円 ※平成30年8月1日 より金額が変更に なっています	57,600円 3月以上高額ご負担金 44,400円	460円
	□ 低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円
	□ 低所得者 I		15,000円	100円

※食事代は平成30年4月1日から変更になっています

※ 一般の方は申請する必要はありません。

限度額認定証は提示された月からの適用になります(払い戻しは各作成発行機関になります)

入院月(適応したい月) に提示をお願い致します

※作成が月内に間に合わない場合は総合受付にお申し出下さい